

1 特に、小学校高学年・中高生のいるご家庭に

児童ポルノ被害の4割近くは、自分で提供した写真—自撮り被害にご注意を！

SNSで趣味の話が盛り上がり仲良くなった同年代の女の子。スタイルの話題になり下着姿の写真を送りあったら、急に友達の態度が変わって…。本当は年上の男性だったのです。実名入りで下着姿の写真をばらまかれたくなければ、裸の写真を撮って送れ！と脅迫されてしまいました。

裸の自撮り画像を撮って送信するように要求してくる人を信用しない！

18歳未満の裸の撮影は、児童ポルノ製造罪にあたります。違法な要求には応じないように、お子さんに伝えましょう。



さらに、相手が16歳未満の場合、要求するだけでも法律違反※となります。

※被害者が13歳以上16歳未満である場合には、その人より5歳以上年上の人が行ったとき

ご家庭でルールについて話し合う際に、困ったことがあったら保護者に相談することも確認しましょう。

自撮りを要求されたら、すぐ相談！
最寄りの警察や相談窓口の利用も！

2 特に、小学校高学年・中高生のいるご家庭に

自撮り被害にあわないようにペアレンタルコントロール機能でできること

便利な機能をうまく使おう！

スマホのOS機能を上手に活用して

たとえば、iPhoneではヌードが含まれる可能性がある写真をお子様が受信した場合や送信しようとした場合に警告し、対応に役立つ情報を提示してくれる機能があります。

※メッセージアプリでコミュニケーションの安全性機能を使うには、iOS 15.2以降、他のアプリでコミュニケーションの安全性機能を使うにはiOS 17以降が必要



▲詳しくはこちら



▲センシティブな内容の警告について

AI検知対応サービスの活用も！

不適切な画像や動画の撮影をAIが検知し、警告を出したり保護者等に知らせたりしてくれるサービスもあります。



スマホのOS機能やアプリを活用して
お子さまを危険から守りましょう！

3 乳幼児・低学年児童のいるご家庭に

こどもの写真や動画の投稿はここに注意！



こどもたちの成長はあっという間。我が子のかわいい姿や表情は、写真や動画に残しておきたいし、見てもらいたいと思っても、安全のための注意が不可欠です。

こどもの写真・動画は特に注意！



SNSでの投稿は事前に複数人でチェック！

お風呂の写真、水着、はだかに近い写真は、SNSなどのネットには上げずに、家族や親戚など、信頼できる近い人だけの大切な思い出として扱いましょう。

SNSにアップする場合は、顔がわからないようにするなど加工しましょう！

保育園・幼稚園、学校のウェブサイトでも気をつけて！



成長記録としてSNSに投稿した写真や動画が、わいせつ目的などの望まないかたちで知らない人に悪用されてしまうケースもあります

リスクを知って、SNSでの楽しみ方を考えましょう！

4 すべてのご家庭に

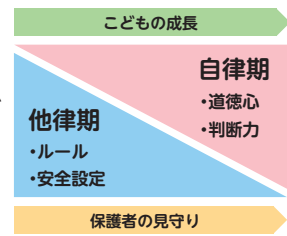
大切なのは、こどもの成長にあわせたルールづくり

我が家のルールはオーダーメイドで

ペアレンタルコントロールからセルフコントロールへ

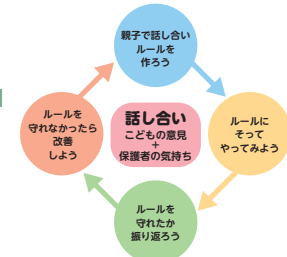
発達段階に合わせて、フィルタリングを含むペアレンタルコントロール機能を上手に活用して、こどもたちを守ってあげましょう。

※ペアレンタルコントロールとは、フィルタリングの利用や親子のルールづくり等により、こどもの発達段階に応じてインターネット利用を保護者が適切に管理することです。



ルールをつくる・見直すタイミングは？

スマホを買う時、入園・進学・進級などのライフイベント時に、また夏休みや冬休みに親子で見直しを！



家族で話し合っ、ルールの見直しや更新を
お互いが納得したルールは続きやすい！

5 小学校高学年・中高生のいるご家庭に

知らなかったではすまない!? 写真や動画の撮影



スマホを活用する世代の保護者や学校の先生、周りの大人がおさえておきたいこと。

友人を隠し撮り・有名人を無断撮影

肖像権の侵害となり、訴えられることも!?

迷惑動画の撮影

悪ふざけではすまない。犯罪になることも!?

全部NG!!

性的な部位や下着が写った写真・動画を

- ▶盗撮
- ▶「イヤ」と言っているのにむりやり撮影※
- ▶「イヤ」と言えない状態で撮影※

これらは撮影罪にあたります(2023年7月に法律施行)。

※撮影される人が16歳未満の場合は、「イヤ」かどうかに関わらず撮影罪(被害者が13歳以上16歳未満である場合には、その人より5歳以上年上の人が行ったとき)

18歳未満の裸、性交または性交類似行為の撮影や所持

児童ポルノ製造罪や所持罪にあたります。

裸や性的部位、下着が写っている写真や動画は
グループLINEで共有や転送、
リポスト、リグラムで罪に問われることが！

7 小中高生のお子さまのいるご家庭に

SNSを快適に使うために... 毎日使う便利なものだからこそ安全に使ってほしい。

・スマホやPCなどに慣れてきた時こそ、攻撃的な投稿をうっかりしてしまわないように気を付けましょう。
・ほとんどのSNSには誹謗中傷を禁じる利用規約があります。確認してみましょう！

・気軽な投稿で他人を傷つけてしまうおそれがあること、投稿した言葉や写真は、「なかったこと」にはできません。こどもと一緒にいろいろ話してみましょう。

アプリの活用も！

危険なメッセージのやりとりについてお知らせしてくれるアプリや、12歳以下のこども向けSNSアプリもあります。



便利で手軽なツールだからこそ、
SNSでの言動に注意しましょう！

6 小学校高学年・中高生のいるご家庭に

もし、被害にあってしまったら？



性的な部位や下着が写っている写真や動画を盗撮されたり、「イヤ」と言ったのにむりやり撮影されたり※、怖くて「イヤ」と言うのが難しい状況で撮影された場合※は、「撮影罪」という犯罪の被害にあたります。

※撮影されている人が16歳未満の場合は、その人が「イヤ」かどうかに関わらず、「撮影罪」の被害です。また、そのように撮影された写真や動画を他の人に提供されることも「提供罪」の被害です。

迷わず相談窓口へ！

被害をくいとめるためにはやくSOSを！

- びったり相談窓口 ----- ウェブで「びったり相談窓口」で検索！
- 最寄りの警察署や交番 ----- 場所や電話番号は、都道府県警察のHP等を御確認ください。
- 性犯罪被害相談電話 ----- ハートさん #8103
- こどもの人権110番 ----- 0120-007-110
- LINEじんけん相談 ----- LINEで公式アカウント「SNS人権相談」を検索！
- 24時間子供SOSダイヤル ----- なみきおう 0120-0-78310
- 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター ----- はやくワンストップ いちはやく #8891
- 性暴力に関するSNS相談(チャット) ----- 「Cure time(キュアタイム)」で検索！
- 児童相談所虐待対応ダイヤル ----- いちはやく 189

こどもの性被害は、周囲の大人が
早期に気づくことが大切！



8 すべてのご家庭に

インターネットで誹謗中傷にあった時の相談窓口



助言がほしい

こどもの人権110番

迅速な助言がほしい

違法・有害情報相談センター

削除したいけど自分でできない

誹謗中傷ホットライン

相談は承っております。削除等の対応を促す通知を行います。

警察に相談したい

最寄りの警察署または警察相談専用電話(「#9110」番)

相手に賠償等を求めたい

法テラスまたは弁護士

悩みや不安を聞いてほしい

まもろうよこころ

相談できる場所を知っていれば
なにかあった時も安心です！